

令和6年第8回7月

つがる市農業委員会総会議事録

つがる市農業委員会

1. 開催日時 令和6年7月8日(月) 午後2時00分から午後2時27分
2. 開催場所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室
3. 出席委員数 36人中、33人出席
4. 出席委員名
 1. 松橋 正行 2. 古坂 光司 3. 高橋 敦樹 4. 盛 彰一 5. 三橋 美也
 7. 小笠原 繁 8. 長谷川勝則 9. 田戸岡 誠 10. 太田 善造 11. 三橋 衛
 12. 野宮富喜子 13. 笠井 正己 14. 新岡 亮 15. 吉田 秀美 16. 菊池 昭二
 17. 葛西 勝久 18. 秋田谷廣次 19. 工藤しのぶ 20. 成田 金春 21. 杉森 広宣
 22. 今 輝義 23. 鎌田 誠 24. 三橋 弘 25. 長谷川一幸 27. 長谷川秀樹
 28. 小山内 壽 29. 藤本 正彦 30. 工藤 正樹 31. 稲葉 武彦 32. 福井二三夫
 33. 工藤 宰 34. 横山 治彦 36. 浅見 春樹 計 33人
5. 欠席委員名 6. 杉野森由美子 26. 工藤 恒實 35. 神 文敏 計 3人

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 提出議案の上程

- 報告第11号 つがる市農地移動適正化あっせん基準等の見直しについて
報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議案第38号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第39号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第40号 農用地利用集積計画の決定について
議案第41号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について
議案第42号 農業農村整備事業に関する要望について

第4 諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

局長：竹内攻規 次 長：村田龍治 係 長：宮西正高 主 査：小笠原瞳
主 事：吉田純也 主 事：坂本千怜 計 6人

8. 会議の概要

事務局長(竹内攻規)

委員の皆様が揃いましたので、「令和6年第8回(7月)つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ(藤本正彦)

本日は、ご多忙のところ7月総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます

す。

来月、8月21日に西つがる地区の農業委員会の大会が当市で開催されます。そのため、3日に当市、鰯ヶ沢町、深浦町と役員会を開き大会成功へ向けての話し合いを致しました。我々、農業委員は地区大会、県大会に参加するのも任務であります。公私ともにお忙しいとは思いますが36人全員の参加の方、宜しくお願い致します。

さて、本日は7月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い致しまして開会の挨拶と致します。

事務局長（竹内攻規）

それでは、農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議長（藤本正彦会長）

ただいまの出席委員は、36名中33名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議長（藤本正彦会長）

これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の選任を行います。「つがる市農業委員会会議規則」第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には9番田戸岡誠委員、12番野宮富喜子委員を指名致します。

次に議事日程第2の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第3の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

報告第11号 つがる市農地移動適正化あっせん基準等の見直しについて

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第38号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第39号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第40号 農用地利用集積計画の決定について

議案第41号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について

議案第42号 農業農村整備事業に関する要望について

以上、報告2件、議案5件、計7件を上程致します。

議長（藤本正彦会長）

はじめに、「報告第11号 つがる市農地移動適正化あっせん基準等の見直しについて」、「報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告させます。

事務局報告（村田次長）

1ページをお開きください。報告第11号についてご説明致します。

「つがる市農地移動適正化あっせん基準等の見直しについて」。農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん基準面積（案）の変更について、別紙のとおり変更したので報告する。令和6年7月8日提出、つがる市農業委員会会長。

2ページになります。報告理由としては、令和6年5月総会であっせん基準等の見直しについて了承を得て、県に認定申請したところ、畑（樹園地含む）の基準面積について、事前協議の際には指摘がありませんでしたが、今回の申請ではセンサス値から算出した面積以上の数字になるよう指導があり、畑の基準面積を140aから141aに変更致しました。以上で説明を終わります。

続きまして、報告第12号についてご説明致します。3ページをお開きください。

「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」。農地法施行規則第68条第1項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和6年7月8日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第12号は、3ページの番号112番から6ページの番号118番までの7件です。解約は田が7件で面積は40,727㎡です。解約の理由は全て合意による解約となっております。以上で報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告については、以上のとおりと致します。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第38号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（坂本主事）

それでは、7ページをお開きください。議案第38号について説明致します。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和6年7月8日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第38号は、7ページの番号173番から11ページの番号186番までの14件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」が3件で、田が10,656㎡、畑が3,927㎡、樹園地が6,126㎡、「贈与」が11件で、田が13,743㎡、畑が16,402㎡です。全案件とも別添の農地法第3条調査書1ページから5ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。

次に、売買価格について説明致します。7ページ、173番の畑は10a当り8万円、174番の田は総額210万円、10a当り約20万7千円、175番の樹園地は総額50万円、10a当り8万2千円、となっております。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第38号の質疑を終結致します。これより、議案第38号を採決致します。おはかり致します。議案第38号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第38号は、原案のとおり決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第39号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主事）

12ページをお開きください。議案第39号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」。農地法第5条第3項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。令和6年7月8日提出、つがる市農業委員会会長。

番号13番の申請地は、柏上古川の畑1筆で面積が444㎡です。分家するための住宅の新築の申請です。周辺は宅地や農地であるが、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われます。次に、番号14番の申請地は、富范町の畑1筆で面積が17,909㎡です。砂地部分を掘削し、保水を高めるため借受人による1年間の使用貸借権設定の一時転用です。農用地区域内の農地であるが、一時的な利用に供するものであり、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認の報告を求めます。2番古坂光司委員、報告をお願い致します。

(2番古坂光司委員報告)

本日、午前10時より、「12」番「野宮」委員と私「2」番「古坂」、事務局長と吉田専門員の4人で確認してまいりました。

12ページ番号13番の申請の場所は、旧柏分庁舎より北東に約1.5kmに位置し、周辺は農地や宅地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。

次に、番号14番の申請の場所は、航空自衛隊車力分屯基地より北西に約3kmに位置し、周辺は農地や山林であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。以上で現地確認の報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第39号の質疑を終結致します。これより、議案第39号を採決致します。おはかり致します。議案第39号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第39号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第40号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主事）

それでは13ページをお開きください。議案第40号について説明致します。
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和6年7月8日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第40号は、13ページ 番号19番から、21ページ 番号287番までです。内訳ですが、「公社からの売買」で、田が1件、面積が2,792㎡です。次に、「農地中間管理機構を通しての使用貸借」で、田が1件で、面積が合計8,227㎡です。

次に、「新規の賃貸借」で、田が7件で、面積が合計206,586㎡です。次に、「新規の使用貸借」で、畑が1件で、面積が合計4,016㎡です。次に、「再設定の賃貸借」で、田が6件、面積が合計76,920㎡です。

議案第40号の合計としまして、田が16件、畑が1件、面積が合計146,490㎡となります。

それでは、売買価格について説明致します。13ページをお開きください。13ページ番号19の田は、10a当り18万円です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまゝす。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第40号の質疑を終結致します。これより、議案第40号を採決致します。おはかり致します。議案第40号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は、原案のとおり決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第41号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（坂本主事）

22ページをお開きください。議案第41号について説明します。

「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について」。農地等の一括贈与に係る下記の贈与者及び受贈者は、租税特別措置法第70条の4第1項及び地方税法附則第12条第1項に規定する適格者であることの承認を求める。令和6年7月8日提出、つがる市農業委員会会長。

本案件に該当する適格者は、22ページに記載されている1件であり、年齢、農業従事年数、認定農業者などの適格要件を満たしております。

なお、贈与税の納税猶予を受けるか、相続時精算課税制度を選択するか、不動産取得税の徴収猶予を受けるかは、一括贈与を受けた受贈者の判断で申告することになります。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第４１号の質疑を終結致します。これより、議案第４１号を採決致します。おはかり致します。議案第４１号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第４１号は、原案のとおり承認することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第４２号農業農村整備事業に関する要望について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（村田次長）

それでは、２３ページをお開きください。議案第４２号について説明致します。

議案第４２号、「農業農村整備事業に関する要望について」。農業農村整備事業に関する要望について承認を求める。令和６年７月８日提出、つがる市農業委員会会長。

提案理由でございますが、つがる市、鰯ヶ沢町、深浦町で構成する西・つがる地区農業委員会連絡協議会から、市町毎に要請決議を作成して要望するため、承認を求めるものであります。

２４ページをお願い致します。西・つがる地区農業委員会大会での決議事項として、青森県農業会議へ要請するものであります。令和６年度のつがる市農業委員会からの要望については、“農業農村整備事業に関する要望について”という内容で提出したため、承認を求めるものであります。内容については事前に配布してあるため割愛させていただきますが、「農業・農村整備事業の関係予算の拡大及び拡充・継続」の要望となっております。以上、よろしくお願い致します。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第４２号の質疑を終結致します。これより、議案第４２号を採決致します。おはかり致します。議案第４２号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第４２号は、原案のとおり承認することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、議事日程第４の諸般の報告について、事務局から説明があります。

事務局説明

１．次期総会日程（案）について （竹内事務局長）

- １）日 時 令和６年８月７日（水） 午後２時００分より
場 所 生涯学習交流センター「松の館」２階 視聴覚室
- ２）日 時 令和６年９月３日（火） 午後２時００分より
場 所 生涯学習交流センター「松の館」２階 視聴覚室

２．事務連絡

- １）農業委員会大会・研修会について（宮西係長）
- ２）農用地のあっせんのお願について（吉田主事）

議 長（藤本正彦会長）

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

（発言がなし）

議 長（藤本正彦会長）

以上をもって、「令和６年第８回（７月）つがる市農業委員会総会」を閉会致します。